

## 岡崎市地域労働団体公益的事業費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 市は、勤労者の生活向上に資するため、地域労働団体が行う公益的事業等に対して、毎年度予算の定める範囲内において、岡崎市地域労働団体公益的事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において、地域労働団体とは、市内に居住する勤労者及び市内の事務所又は事業所に勤務する勤労者（以下「地域勤労者」という。）の労働諸条件の維持及び改善のための事業を行うとともに、日常の活動として、地域勤労者の地位及び福祉の向上を図ることを目的とする活動を、市内全域にわたって展開する団体であると市長が認めた団体をいう。

### (申請者の資格)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる地域労働団体は、次条に規定する事業を実施する地域労働団体とする。

### (補助金の対象)

第5条 補助金の対象となる事業は、別表に定める地域勤労者のための文化事業、社会貢献活動、その他地域勤労者の福祉の向上を図ることを目的とする公益的事業に要する経費のうち食糧費及び業務上の会議、打合せ以外の旅費に要する経費を除いたもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象事業を遂行する上で要する経費の100分の45以内で市長が定める額とする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする地域労働団体は、岡崎市地域労働団体

公益的事業費補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添え、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた地域労働団体は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市地域労働団体公益的事業費補助金実績報告書（様式第2号）に事業実績書、収支報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業の完了後15日以内に市長に報告しなければならない。

（補助金の交付時期）

第9条 補助金は、規則第11条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けた地域労働団体は、補助金額の確定後、速やかに、補助金を精算しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

## 補助金の対象

区分	対象事業
文化事業	親睦会、文化・教養セミナー、鑑賞会、作品展の実施
社会貢献活動	集会・交流会、啓発活動、相談活動、研修会の実施
その他	地域勤労者の福祉の向上を図ることを目的とする公益的事業

※ ただし、食糧費及び業務上の会議、打合せ以外の旅費に要する経費を除く。